平成２４年（再イ）第３号
北海道沙流郡日高町富川北６丁目８番24号
再生債務者　山本　克則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月26日
札幌地方裁判所浦河支部再生係

平成２４年（再イ）第６７号
埼玉県ふじみ野市中福岡188番地５
再生債務者　伊達　恒雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月20日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第６９号
埼玉県川越市新富町１丁目14番地１川越パーク・ホームズ605号室
再生債務者　佐藤　正之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月20日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第８８号
神戸市須磨区車字菅ノ池1351番地の３　グレーシィ須磨壱番館101号
再生債務者　森岡　俊光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月22日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第５６号
仙台市泉区東黒松14番17号
再生債務者　細矢　雄一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月26日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第４号
宮城県伊具郡丸森町耕野字嶽11番地
再生債務者　八島　幸雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月22日
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（再イ）第１０１号
京都市右京区花園伊町16番地３
再生債務者　谷澤　和剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月26日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再イ）第２４号
熊本市東区新南部５丁目３番33―110号　新南部第２団地
再生債務者　松本　拓也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月26日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再イ）第２号
愛知県岡崎市中島町字藤屋38番地、申立時の住所大分県中津市大字植野819番地５トレステーラ東中津ヴィラＥ―11
再生債務者　山下　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月26日
大分地方裁判所中津支部個人再生係

平成２４年（再イ）第２６１号
札幌市清田区平岡５条４丁目９番17号
再生債務者　佐藤　善幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第２６７号
北海道北広島市大曲柏葉５丁目17番地５
再生債務者　佐藤　裕介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１０号
福島県二本松市油井字新田町35番地
再生債務者　渡邉　商吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月26日　　福島地方裁判所

平成２４年（再イ）第１１号
福島県二本松市油井新田町35番地
再生債務者　渡邉智恵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月26日　　福島地方裁判所

平成２４年（再イ）第３３号
千葉県成田市台方858番地４
再生債務者　戸谷　政幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月26日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第８号
長野市上松４丁目16番10号　コーポいわさき201号室
再生債務者　内藤　裕之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月26日
長野地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再イ）第１１５号
京都市右京区西院下花田町４番地27
再生債務者　伊藤　　学
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月26日
京都地方裁判所第５民事部再生係

公文書等の管理に関する独立行政法人産業技術総合研究所公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を変更するので、次のとおり公示する。

平成24年12月６日　　独立行政法人産業技術総合研究所理事長　野間口　有

廃止する場所　茨城県つくば市東１―１―１　中央第１　独立行政法人産業技術総合研究所つくばセンター情報公開窓口

新設する場所　茨城県つくば市梅園１―１―１　中央第２　独立行政法人産業技術総合研究所つくばセンター情報公開窓口